

平成24年(う)第1860号 公務執行妨害・傷害被告控訴事件

被告人 大 高 正 二

証 拠 調 べ 請 求 書 (6)

2013年10月4日

上記弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

1 報告書

(1) 作成者

弁護士長谷川直彦、同萩尾健太

(2) 作成日

2013年10月4日

(3) 立証事項

杉田氏が負傷していないこと

(4) 請求の理由

原審は、当事者である杉田氏をはじめ、裁判所の職員がこぞって「こぶ」だと証言したが、「こぶ」だとすると、露木医師の意見書と証言、武藤医師の証

言などと矛盾するため、一方的に「むくみ」と認定した。弁護士長谷川と同萩尾が10月3日に杉田氏から事情聴取したところ、杉田氏は「こぶ」である旨主張し、腫れあがっているのを確認したという。これは明らかに原審判決と矛盾する事実である。

従って、杉田氏の「負傷」状況など真実を発見するためには、本書面を取り調べる必要性が高い。

2 証人・杉田憲治

(1) 証人の地位

本件事件の「被害者」(東京高等裁判所職員)

(2) 住 所

東京都千代田区霞が関1丁目1番4号 東京高等裁判所気付

(3) 尋問時間

約15分

(4) 立証趣旨

杉田氏が負傷していないこと

(5) 請求の理由

原審は、当事者である杉田氏をはじめ、裁判所の職員がこぞって「こぶ」と証言したが、「こぶ」とすると、露木医師の意見書と証言、武藤医師の証言などと矛盾するため、一方的に「むくみ」と認定した。弁護士長谷川と同萩尾が10月3日に杉田氏から事情聴取したところ、杉田氏は「こぶ」である旨主張し、腫れあがっているのを確認したという。これは明らかに原審判決と矛盾する事実である。

従って、杉田氏の「負傷」状況など真実を発見するためには、杉田氏の再度の尋問は必要不可欠である。